

証券コード 3944

/// 古林紙工株式会社

第89回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時



場所

大阪市中央区大手通三丁目1番12号

当社本店会議室

（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

決議
事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

- 第6号議案 期末配当の件
- 第7号議案 自己株式の取得の件
- 第8号議案 定款の変更（自己株式の消却決議）の件
- 第9号議案 自己株式の消却の件
- 第10号議案 定款の変更（投資有価証券の保有制限）の件

目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	22
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告	47

証券コード：3944
2019年6月11日

株主各位

大阪市中央区大手通三丁目1番12号
古林紙工株式会社
代表取締役会長兼社長 古林 敬碩

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差しつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2 場 所 大阪市中央区大手通三丁目1番12号
当社本店会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3 会議の目的事項 報告事項

- 第89期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第89期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

- 第6号議案 期末配当の件
- 第7号議案 自己株式の取得の件
- 第8号議案 定款の変更（自己株式の消却決議）の件
- 第9号議案 自己株式の消却の件
- 第10号議案 定款の変更（投資有価証券の保有制限）の件

株主提案（第6号議案から第10号議案まで）に係る議案の要領および提案の理由は、後記「株主総会参考書類」（15頁から21頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furubayashi-shiko.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furubayashi-shiko.co.jp/>）に掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furubayashi-shiko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使書のご記入にあたってのご注意

本定時株主総会におきましては、株主1名から株主提案権の行使（以下「株主提案」といいます。）に関する書面を受領しております。その内容は、「株主総会参考書類」の15頁から21頁に第6号議案から第10号議案として記載しております。

別紙、議決権行使書により議決権を行使される場合のご記入方法をわかりやすくご説明することを目的として、議決権行使書への賛否の代表的なご記入例を紹介しております。

当社取締役会としては、それぞれの株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、各議案に賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

会社提案の第1号議案と株主提案の第6号議案について

会社提案の第1号議案と株主提案の第6号議案は、いずれも剰余金の処分に関する議案であるため、両立しない関係にあります。従いまして、議決権行使書で第1号議案と第6号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案と第6号議案への議決権の行使はいずれも無効として取り扱わせていただきますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。



議決権行使書
古林紙工株式会社
 御中

株主番号
 議決権行使回数

私は、2019年6月27日開催の貴社第89回定時株主総会（議決権または議案を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
 2019年6月 日

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については、株主提案については、賛否の表示があったものとしてお取扱いいたします。
 古林紙工株式会社

会 社 提 案					
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

株 主 提 案					
議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

(ご注意)
 株主提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。
 第6号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印で表示ください。

お願い
 1. 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙の賛否をご表示いただき、2019年6月26日午後5時45分までに到着するようにご返送ください。
 2. 第3号議案、第4号議案および第5号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。

古林紙工株式会社

株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま受付へご提出ください。

当社取締役会は、
 こちらの立場です

会社提案・取締役会の意見に
 ご賛同いただける場合

会 社 提 案					
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

株 主 提 案					
議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

会社提案・取締役会の意見に
 反対される場合

会 社 提 案					
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案
	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)	(下の候補者を除く)
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

株 主 提 案					
議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

■ 株主総会参考書類

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

■ 第1号議案 | 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、財務状況や今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は27,243,675円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めておりますが、当社グループのグローバルな事業運営の更なる推進を見据え、海外連結子会社と決算期を統一することにより適時・適切な経営情報の開示を図るためであります。

また、この変更に伴い、第90期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月決算となるため、経過処置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 (招集)	第1条～第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 (招集)
第13条 定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 (定時株主総会の基準日)	第13条 定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 (定時株主総会の基準日)
第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
第15条～第40条 (条文省略) 第7章 計算 (事業年度)	第15条～第40条 (現行どおり) 第7章 計算 (事業年度)
第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から翌年 <u>3</u> 月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日)	第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日)
第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。

現行定款	変更案
(中間配当)	(中間配当)
第43条 当社は、取締役会の決議によって9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	第43条 当社は、取締役会の決議によって6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。
第44条 (条文省略)	第44条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	(第90期事業年度)
	第1条 第41条の規定にかかわらず、第90期事業年度は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月とする。
(新 設)	(第90期の中間配当の基準日)
	第2条 第43条の規定にかかわらず、第90期の事業年度の中間配当の基準日は、2019年9月30日とする。
(新 設)	(附則の有効期限)
	第3条 本附則は、2019年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

第3号議案 | 取締役6名選任の件

現任取締役8名は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1 再任	ふるばやし たかひろ 古林敬碩 (1942年9月26日生) 	1966年3月 当社入社 1982年7月 当社取締役 1986年7月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 2000年6月 当社取締役副社長 2006年4月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2014年6月 当社社長執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長	49,300株
取締役候補者とした理由 古林敬碩氏は、'82年に当社取締役に就任後、'06年4月から当社代表取締役、'12年からは代表取締役会長兼社長を務めており当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しており、強いリーダーシップによる当社グループ経営の推進に適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
2 再任	ふる ばやし まさ たか 古林雅敬 (1977年2月4日生) 	1999年4月 当社入社 2009年3月 当社開発本部長兼MD部長 2009年6月 当社取締役 2011年4月 当社設計計画部長 2012年4月 当社第2営業本部長兼技術部長 2013年11月 当社常務取締役 当社営業本部長 (現任) 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年6月 当社取締役 専務執行役員 2016年4月 当社取締役 副社長執行役員 (現任) 2017年7月 当社デザイン企画部長	19,020株
	取締役候補者とした理由 古林雅敬氏は、'09年に当社取締役に就任後、取締役 常務執行役員、取締役 専務執行役員、取締役 副社長執行役員等を務めております。研究開発部門、営業部門の責任者として豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待して、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
3 再任	みや ざき まさ ゆき 宮崎正之 (1957年7月27日生) 	1981年4月 当社入社 2009年3月 当社購買部長 2011年6月 当社取締役 2012年4月 当社生産本部長 2014年4月 当社購買本部長 (現任) 2014年6月 当社取締役 執行役員 (現任)	3,000株
	取締役候補者とした理由 宮崎正之氏は入社以来、購買部門、生産部門に従事し、'11年より当社取締役に務めております。生産本部長、購買本部長等を歴任するなど当社グループの中で培った豊富な経験・実績・知識を有しており、その見識等を経営に活かすことを期待して、同氏を引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
4 再任	ふる ばやし よし たか 古林能敬 (1978年6月21日生) 	2010年12月 弁護士登録 2011年1月 大船法律事務所（現 弁護士法人プロフェッション）入所 2014年6月 当社取締役 内部監査担当（現任） 2016年1月 関内法律事務所 入所 2019年6月 弁護士法人S Y 代表弁護士（現任）	12,600株
	取締役候補者とした理由 古林能敬氏は、'14年より当社取締役を務めており弁護士としての専門的な知識・経験を有し、当社グループの企業価値向上と活性化に努めてまいりましたことから、今後も、職務を適正に遂行することができるものと判断したため同氏を引き続き取締役候補者としております。		
5 再任 社外	ど てうち きよ つぐ 土堤内清嗣 (1949年10月18日生) 	1973年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年5月 同行東京営業本部第二部長 2002年1月 UFJスタッフサービス株式会社（現 三菱UFJ人事サービス株式会社）代表取締役 2004年4月 株式会社ソフト99コーポレーション 入社 管理本部長兼人事企画室長 2004年6月 同社取締役 管理本部長兼人事企画室長 2005年6月 同社常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長兼人事企画室長 2008年4月 同社専務取締役 2010年6月 同社退任 2011年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由 土堤内清嗣氏は、金融機関で培われた幅広い専門知識と会社役員としての豊かな経験を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
6 再任 社外	なか にし よし まさ 中西克誠 (1942年9月29日生) 	1968年4月 浦賀重工業株式会社（現 住友重機械工業株式会社）入社 1997年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現 サノヤスホールディングス株式会社）入社 1997年6月 同社取締役 1999年4月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役専務 2003年6月 同社代表取締役副社長 2007年6月 同社特別顧問 2008年6月 同社退任 2015年6月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由 中西克誠氏は、長年にわたる会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、土堤内清嗣氏が4年、当社の社外監査役であった期間4年と合わせて8年、中西克誠氏が4年となります。
4. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. ・土堤内清嗣氏は過去に当社の社外監査役でありました。中西克誠氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であった事実はありません。
 ・土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在または過去5年間に会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であった事実はありません。
 ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定または過去2年間に受けていた事実はありません。
 ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

第4号議案 | 監査役3名選任の件

現任監査役3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1 再任 社外	すずき せつ お 鈴木節男 (1967年5月5日生) 	2001年10月 弁護士登録 久保井総合法律事務所 入所 2014年4月 あかり法律事務所 入所(現) 2015年6月 当社社外監査役(現任)	0株
	社外監査役候補者とした理由 鈴木節男氏は、'15年6月に当社監査役に就任しております。弁護士としての専門的な知識・経験等を、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。		
2 新任	くわた てつ お 桑田哲夫 (1958年9月12日生) 	1990年9月 当社入社 2009年3月 当社経理部次長 2012年4月 当社滝野工場長 2014年4月 当社生産本部長 2014年6月 当社取締役 執行役員 2019年4月 当社取締役(現任)	2,800株
	監査役候補者とした理由 桑田哲夫氏は、当社経理部次長、工場長、生産本部長を歴任し、'14年より当社取締役を務めております。経理部門、生産部門で培った原価管理、生産管理等に関する豊富な知識・経験を活かして監査職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
3 新任 社外	よしむらまさき 吉村正機 (1977年3月18日生) 	2003年10月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2008年10月 株式会社 KPMG FAS 入社 2013年1月 ビジネスアスリート株式会社 代表取締役(現任) 2014年6月 バリュアディッド・ジャパン株式会社 取締役 2016年10月 株式会社フルジェンテ 代表取締役(現任) 2017年7月 内藤証券株式会社 社外監査役(現任)	0株
社外監査役候補者とした理由 吉村正機氏は、公認会計士および企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの専門的な知識・経験等を当社の監査とコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 桑田哲夫および吉村正機の両氏は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鈴木節男および吉村正機の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 鈴木節男氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は鈴木節男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、吉村正機氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、鈴木節男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、吉村正機氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件をみたしており、同氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
7. ・鈴木節男および吉村正機の両氏は、過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であった事実はありません。
- ・両氏は、現在または過去5年間に会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であった事実はありません。
- ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定または過去2年間に受けていた事実はありません。
- ・鈴木節男氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。吉村正機氏は、当社社外監査役吉村勲氏の三親等以内の親族であります。

第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1	かわもと ひろあき 川本博章 (1953年6月1日生)	1977年3月 当社入社 1998年3月 当社営業本部営業第3部 課長 2013年11月 当社囑託 (現任)	183株
	補欠監査役候補者とした理由 川本博章氏は、入社以来、営業部門を担当し長年にわたり当社の営業職として務められて豊富な製造工程、品質管理に係わる知識と経験等を有しており、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を活かしていただけるものと判断しております。		
2	よしだ ゆきかず 吉田之計 (1954年5月15日生)	1989年4月 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所 1993年4月 吉田之計法律事務所開設 (現) 2003年6月 当社社外監査役 2011年6月 当社社外監査役退任	0株
	補欠の社外監査役候補者とした理由 吉田之計氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有し、社外監査役に就任された場合にこれらの経験知識を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者のうち、川本博章氏は第4号議案の承認可決を条件として監査役に就任いたします桑田哲夫氏の補欠の監査役として、また吉田之計氏は、同じく社外監査役に就任いたします鈴木節男および吉村正機の両氏の補欠の社外監査役として選任いただくことをお願いするものであります。
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 吉田之計氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 吉田之計氏が社外監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 吉田之計氏は過去に当社の社外監査役でありました。

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

※第6号議案から第10号議案までは、株主1名からのご提案によるものであります。以下、株主から提出された株主提案書の議案の要領および提案の理由を原則として原文のまま記載しております。

第6号議案 | 期末配当の件

議案の要領：

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第71期の期末配当金の配当として、普通株式一株当たり195円を配当する。この場合の配当の総額は、上記の一株当たりの配当金額に平成31年03月31日時点の配当の対象となる発行済株式数を乗じた額となる。

提案の理由：

- a) 貴社の配当性向は非常に低いと考えている。過去5年間で1,429百万円の純利益（70億円以上のフリーキャッシュフロー）を得たものの、支出された総配当金は298百万円（純利益の21%）である。

年度	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	
一株当たり配当金(円)	25	25	25	25	25	(a)
配当金(百万円)	72	59	59	54	54	(b)
純利益(百万円)	246	137	286	351	409	(c)
配当性向	29%	43%	21%	15%	13%	(b) / (c)
平均配当性向	21%					

b) 限られた投資案件等と成長の停滞、一貫して高いフリーキャッシュフロー（毎年350百万円以上）は、貴社が生み出す剰余金の再投資が困難に直面していることを示している。さらに、貴社の収益は過去25年間で増加していない。

年度(百万円)	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	
営業活動によるキャッシュフロー	1282	846	884	1040	925	(a)
運転資金の増減*	460	-73	25	62	-38	(b)
運転資本前営業活動によるキャッシュフロー	822	919	859	978	963	(c) = (a) - (b)
設備投資	536	640	255	607	486	(d)
運転資本前フリーキャッシュフロー	286	279	604	371	477	(c) - (b)

*運転資本増減：売掛金の増減、棚卸資産の増減と買掛金の増減

c) 貴社は、現金及び有価証券の合計が3,090百万円に達しており、これは株主資本の38%、2019年3月現在の貴社時価総額の132%に相当するほど財務状況が非常に堅固である。

以上の状況によって、貴社は貴社株主に対してより高い配当を支払うことができ、またそうすべきであると考えている。一株当たり195円の配当金は、配当金額の総額としては当期における貴社の純利益予想額の約50%であり、貴社への財務的なリスクはないと考えられる。そして、210百万円の配当総額は貴社の年間フリーキャッシュフローの範囲内である。

○取締役会の意見 本議案に反対いたします。

※株主提案原文には、「第71期の期末配当金の配当として」と記載されておりますが、「第89期（=当期）の期末配当金の配当として」と読み替えております。

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけています。株主のみなさまへの利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

また、変化の激しい経営環境の中、基本方針を継続していくための今後の対処すべき課題として、将来を見据えて、工場・拠点全体を体系的に結合させ、個々のフローの品質の安定化、品質の向上、製造の自動化、生産性の向上を構築することを計画しております。また、中国事業における合併契約の期限の到来問題があり、環境対応として当局の指導に基づき拠点を市街地から郊外に移転することも含め検討を行っております。これら対処すべき課題の実現のため、内部留保確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値に結びつき、ひいては、株主価値の向上を実現するものと考えております。

そのため、株主のみなさまへの利益還元と内部留保及び昨今の経営状況等を総合的に勘案し、剰余金の処分に関しては、当期は会社提案の第1号議案のとおりとさせていただくことが適切であると考えます。

第7号議案 | 自己株式の取得の件

議案の要領

会社法156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に普通株式を、株式総数54,000株、取得価格の総額140,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

議案の理由：企業に余剰資金があり、具体的な投資の必要性がなく、株価が低い場合は、自社株の買い戻しは理に適っている。自社株の買い戻しは、余剰資金を株主に還元する方法であるだけでなく、自社株が割安であると経営陣が判断していることを市場に示す方法でもある。現在の株価（2019年4月09日の終値）は、株価収益率で6.2倍、株価純資産倍率で0.34倍と、非常に割安で推移しており、自社株買いの実施によって、一株当たりの利益と純資産を高める絶好のチャンスである。

○取締役会の意見 本議案に**反対**いたします。

自己株式の取得については、当社の経営理念や資本政策に基づき、事業投資の必要性や財務状況等に応じて適時適切に実施できるよう、取得枠の設定や実施時期等を含め、当社取締役会の責任と判断の下で行われることが最善であると考えております。

株主提案にある自己株式の取得についての株主還元案の提案は、短期的な視点に立脚したものであり、将来の利益成長のための事業投資を制約し、事業の競争力を低下させ、中長期的な企業価値の低下を招くものと考えます。

当社取締役会は、今後の自己株式の取得については、株主還元策に係る主要な経営指標として、経営環境に応じて適時適切に実施してまいりたいと考えております。

第8号議案 | 定款の変更（自己株式の消却決議）の件

議案の要領

以下の規定を、現行定款の第17条に新たに追加する。

(第17条)

- 3 株主総会は、会社法に定める事項に加えて、自己株式を消却する旨、並びに消却すべき自己株式の種類及び株式数を決議することができる。

議案の理由

貴社は、大量の自己株式を適切に使用又は消却せずに保有している。これらの自己株式が株式市場で又は特定の第三者に対して処分された場合、既存の貴社株主の利益が著しく損なわれる可能性があると考ええる。株主総会は、貴社株主の利益を守るため、その決議により自己株式の消却に関する事項を決定する権限を有するべきである。

第9号議案 | 自己株式の消却の件

議案の要領

貴社の定款第17条が第8号議案のとおり変更されることを前提として、貴社が保有する全ての自己株式を消却する。

提案の理由

貴社は、大量の自己株式を適切に使用又は消却せずに保有している。これらの自己株式が株式市場で又は特定の第三者に対して処分された場合、既存の貴社株主の利益が著しく損なわれる可能性があると考ええる。貴社株主の利益を守るため、自己株式の消却をするべきである。

○取締役会の意見 第8号議案から第9号議案に**反対**いたします。

当社は、自己株式の消却および活用は、その時々¹の経営環境を踏まえ、機動的に検討、実施する必要がある資本政策の一つであることから、会社法上の原則どおり、取締役会の決議事項とすべきであると考えます。また、自己株式は、将来の事業投資、対処すべき課題解決にあたっての有力な選択肢になり得ることから、現時点において消却する考えはございません。

なお、自己株式を事業投資に活用する場合は、中長期的にわたる持続的²利益成長につながる事業投資であるか否かを多面的に検討し、株主共通の利益に資すると判断した場合に実行してまいります。

第10号議案 | 定款の変更（投資有価証券の保有制限）の件

議案の要領

以下の規定を、新たな条項として現行定款に追加する。

第45条（投資有価証券の保有制限）

貴社が保有する投資有価証券の総額（子会社又は第三者を通じて間接的に保有する分を含む。以下同じ。）の上限を800,000,000円とする。

貴社が保有する投資有価証券の総額が前項の上限を超過した場合、貴社は、次の事業年度の末日までに、遅滞なく超過分の株式を処分して違反状態を是正する。

提案の理由

顧客及び取引関係企業の株式を保有することは一般的なビジネス慣行であると理解しているが、貴社株主を保護し、利益相反を回避するためには、その保有額は資本の10%を超えるべきではないと考える。従って、貴社が保有する投資有価証券の総額の上限を800,000,000円とすることを提案する。

貴社の花王に対する投資は過大であり、時価ベースでは株主資本の約58%を占めている。貴社の本業は投資運用会社ではなく、株主資本の大部分を投資有価証券で保有する必要はない。また、花王の株価は、株価純資産倍率（PBR）で5.22倍、株価収益率（PER）で28倍と割高に推移しているため、過剰に評価されていると考えられ、貴社や貴社株主にとって大きなリスク要因である。

○取締役会の意見 本議案に**反対**いたします。

当社は、持続的成長と事業拡大のため、取引関係の維持・強化が必要であると判断する取引先の株式に限定し、投資有価証券を保有しております。事業拡大に邁進するためには、その総額について上限を設定し、運営を制限することなく、当社取締役会の責任のもと、中長期的な企業価値向上の観点から、継続保有の合理性・必要性について適時適切に判断を行うことが必要と考えます。

具体的に保有している株式については、取締役会において定期的に保有の必要性を検証しており、当社は、従来より保有株式の縮減を進めており、現在保有の銘柄は適切と判断しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、相次いだ自然災害の影響が懸念されましたが、企業収益の改善が進み、雇用・所得環境は引き続き堅調に推移しました。一方で原材料費高、米国の通商問題や英国のEU離脱問題の動向、中東・アジアでの地政学リスクの懸念など景気の先行きは不透明な状況が続いております。

中国では、雇用・所得環境が改善し、個人消費は底堅く推移しているものの、米中貿易摩擦の長期化や世界経済の停滞感により輸出が伸び悩むなど景気に減速傾向が見受けられました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、当社グループ一体でお客様の環境に則した事業活動を推進するとともに、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」の造り込みを進めてまいりました。

売上高については、既存顧客内でのシェアアップと当社との取引が可能と考える潜在顧客の発掘に向けて、取引先への訪問件数を管理し、取引開始案件への提案の増加とその進捗確認を行う受注活動を続けてまいりました。生産については、生産拠点の見直し、合理化を行ってまいりました。日本では、前期より日用品をはじめとして生産拠点の見直しを行い、そのための設備の増強や現有設備の維持に努めて、生産効率の改善を図るとともに、固定費の見直しも行ってまいりました。中国では、原材料費や固定費が高止まりする中、人件費高騰対策の一環として作業の一部機械化の取り組みや環境対策にも傾注してまいりました。

その結果、売上高は167億9千8百万円（対前期比0.2%減）、営業利益は6億9千5百万円（対前期比10.3%増）、経常利益は受取配当金の増加や支払利息の減少等により7億5百万円（対前期比10.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億5千9百万円（対前期比12.2%増）となりました。

売上高			営業利益		
第88期 2018年3月期	対前期比 0.2%減	第89期 2019年3月期	第88期 2018年3月期	対前期比 10.3%増	第89期 2019年3月期
16,839百万円		16,798百万円	630百万円		695百万円
経常利益			親会社株主に帰属する当期純利益		
第88期 2018年3月期	対前期比 10.4%増	第89期 2019年3月期	第88期 2018年3月期	対前期比 12.2%増	第89期 2019年3月期
639百万円		705百万円	409百万円		459百万円

部門別の営業の概況は、次のとおりであります。

〈印刷紙器部門〉

当部門は当社グループの主力部門で、菓子、食品、石鹼洗剤、日用雑貨品等の消費財用カートンが含まれておりますが、その売上高は154億2千3百万円となりました。これは、対前期比0.7%減であります。

〈プラスチック包材部門〉

当部門には、複合成型容器およびフィルム包材が含まれておりますが、その売上高は12億9千8百万円となりました。これは、対前期比6.5%増であります。

〈その他の部門〉

当部門には、内容物を自動包装する包装システム機械およびその他の諸売上が含まれておりますが、その売上高は7千7百万円であります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達はありません。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資は4億円余で、その主なものは、印刷紙器製造設備であります。

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 86 期 2015.4.1～ 2016.3.31	第 87 期 2016.4.1～ 2017.3.31	第 88 期 2017.4.1～ 2018.3.31	第 89 期 2018.4.1～ 2019.3.31
売 上 高	16,547,905	16,308,848	16,839,358	16,797,600
親会社株主に帰属する当期純利益	285,725	350,711	409,100	459,066
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	24円53銭	31円98銭	377円79銭	422円35銭
総 資 産	17,182,245	16,896,374	18,487,267	18,629,636
純 資 産	7,710,821	7,818,757	8,875,928	9,245,028

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
3. 当社は2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合しておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① 市場と営業活動

当社グループが関わる市場は、狭く浅いものとなっております。これは、社会動向等への関心の薄さが、マーケット知識の不足に結びついた結果であると認識しております。

これらの課題を克服するため、今後伸ばしていくターゲット市場を明確化するとともに、行動計画をベースにした活動を目指してまいります。

営業活動では、顧客情報を遅滞なく収集し、顧客が目指す次の未来にターゲットを絞るとともにコンペティターの動向を把握し、当社グループの製造キャパシティーや工程能力レベルの向上に磨きをかける生産活動につなげてまいります。

② 顧客要求事項と設備と生産技術と製造技術

営業部門はお客様の意思を聴取し受注活動に邁進しております。設計技術部門は生産・品質の最適性を設計しております。製造技術部門は品質、供給責任、コストの運営管理を行っております。また、同時にさまざまな分野から高いレベルの技術、知識を吸収して社内に移植してまいります。購買・生産部門は最適な生産工程プロセスに沿って、全社一体となってお客様と締結した品質契約と個別契約の要求基準を満たす製品を生産し、確実な納品を徹底してまいります。

顧客および職場の従業員満足度を高めるべく、生産にあたっては各工程でこれまでの経験に頼った作業からデータを数値・標準化することで技術を安定・向上させていきます。また、手作業を機械化することで労働過重の低減を図っていきます。あらゆるフィニッシュ工程ではセンサーによる品質の保証を行います。ITに関してはMIS体系を事業のスピード化に向けて再構築を進めてまいります。ESG課題の観点からは、中国でのVOC対策の設備投資を行うとともに、二酸化炭素や有機溶剤の撲滅を目指してまいります。

将来を見据えては、工場・拠点全体を体系的に結合させ、個々のフローの品質の安定化、品質の向上、製造の自動化、生産性の向上を構築していくため、プラント技術部門を設置しております。

また、中国事業では合併契約の期限の到来問題について、環境対応として当局の指導に基づき拠点を市街地から郊外に移転することも含め、現地と協議を進めております。

③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループはコンプライアンスの徹底を最重要課題と位置づけております。実行性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。経営監視機能としては独立性の高い社外取締役2名と社外監査役2名(弁護士、公認会計士各1名)を独立役員として選任しております。弁護士資格を有した社内取締役を選任し、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図っております。

④ 人財(人材)の育成

事業の継続的発展には人財の確保と成長が課題であり、めまぐるしく変化する企業を取り巻く環境に対し、「変化対応力」を備えた次世代経営幹部を育成します。そのためにも各拠点に配置を行い、職務の執行に責任を持たせることで経営者マインドを醸成してまいります。いかなる状況にも対応出来得る経営基盤を築いてまいります。

また、政府主導の「働き方改革」を推進するため、就業規則を見直して労働時間の短縮を行い、同時に昇給を実施しました。また、育児休業制度や人材活性化マニュアルの抜本的見直しを進めてまいります。社員のモチベーションを高めることで、生産性向上、収益力向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

- 印刷紙器 商品包装用紙器、贈答用進物函等の製造、販売
プラスチック包材 樹脂フィルム・金属箔等を素材とする包材、合成樹脂等による複合成型容器の製造、販売
その他 包装システム機械の輸出入ならびに製造、販売

(6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 当社の主要な事業所

- イ 本社 大阪市
ロ 営業所 東京（東京都中央区）、大阪（大阪市）、和歌山（和歌山市）、名古屋（愛知県犬山市）
ハ 工場 戸塚（横浜市）、藤井寺（大阪府藤井寺市）、滝野（兵庫県加東市）、和歌山（和歌山市）

② 子会社

複合工業株式会社（愛知県犬山市）、ライニングコンテナ株式会社（茨城県猿島郡）、上海古林国際印務有限公司（中国上海市）、古林紙工（上海）有限公司（中国上海市）、古林包装材料製造（上海）有限公司（中国上海市）、台湾古林股份有限公司（台湾新北市）

③ 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
662名	22名減

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
複合工業株式会社	75,000千円	100.0%	印刷、加工紙の製造・販売
ライニングコンテナ株式会社	300,000千円	100.0	合成樹脂製品関連の製造・販売
台湾古林股份有限公司	20,000千台湾ドル	80.0	印刷紙器関連の製造・販売
上海古林国際印務有限公司	58,050千人民元	60.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林紙工（上海）有限公司	76,873千人民元	70.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林包装材料製造（上海）有限公司	2,070千人民元	100.0	印刷紙器関連の製造・販売

(8) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	983,750
株式会社りそな銀行	500,000
株式会社みずほ銀行	498,750

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,776,820株

(3) 株主数 924名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
今年明	83千株	7.58%
明治安田生命保険相互会社	60	5.51
HORIZON GROWTH FUND	54	4.93
古林敬碩	49	4.52
古林昭子	46	4.21
レングー株式会社	42	3.85
丸三証券株式会社	26	2.36
古林楯夫	25	2.29
MSIP CLIENT SECURITIES	24	2.24
古林紙工社員持株会	22	1.99

(注) 1. 当社は、自己株式（687,073株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2015年6月26日	2015年6月26日
新株予約権の数		100個	57個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 5,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 166,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 205,000円 (1株当たり 2,050円)	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 10円)
権利行使期間		2017年7月18日から 2020年7月17日まで	2015年7月18日から 2025年7月17日まで
行使の条件		(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および執行役員等従業員の地位にあることを要するものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。	(1) 新株予約権者は、下記(2)の場合を除き、新株予約権の割当日の翌日から3年間の期間は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した場合に限り、(1)の規定にかかわらず、地位喪失の日の翌日から上記新株予約権の行使期間の満了日まで新株予約権を行使できるものとする。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 5名	新株予約権の数 57個 目的となる株式数 5,700株 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 社 長 執 行 役 員	古 林 敬 碩	複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	古 林 雅 敬	営業本部長 兼 デザイン企画部長
取 締 役 取 常 務 執 行 役 員	宮 崎 明 雄	統括管理本部長 経理・総務・情報システム担当
取 締 役 取 執 行 役 員	宮 崎 正 之	購買本部長
取 締 役 取 執 行 役 員	桑 田 哲 夫	生産本部長
取 締 役	古 林 能 敬	内部監査担当 弁護士
取 締 役	土 堤 内 清 嗣	
取 締 役	中 西 克 誠	
監 査 役（常勤）	佐 々 木 啓 之	
監 査 役	吉 村 勲	公認会計士
監 査 役	鈴 木 節 男	弁護士

- (注) 1. 取締役 土堤内清嗣および取締役 中西克誠の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 吉村勲および監査役 鈴木節男の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠、監査役 吉村勲および鈴木節男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 吉村勲氏は公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有されております。
 5. 監査役 鈴木節男氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有されております。
 6. 取締役の担当業務の変更 (2019年4月1日付)
 取 締 役 古林雅敬 営業本部長
 桑田哲夫

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	118,800千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,100千円 (5,100千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	126,900千円 (12,300千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	土 堤 内 清 嗣	当事業年度に開催された16回の取締役会すべてに出席し、12回の経営戦略会議すべてに出席し、金融機関で培われた専門知識と会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	中 西 克 誠	当事業年度に開催された16回の取締役会すべてに出席し、12回の経営戦略会議すべてに出席し、会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	吉 村 勲	当事業年度に開催された16回の取締役会のうち15回に出席し、12回の経営戦略会議すべてに出席し、6回の監査役会すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	鈴 木 節 男	当事業年度に開催された16回の取締役会すべてに出席し、12回の経営戦略会議すべてに出席し、6回の監査役会すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 ネクサス監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社3社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。
 - ② 当社の取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、当社の総務部長をその責任者とする。
 - ③ 当社およびグループ会社における法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。
 - ④ 当社およびグループ会社では、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社およびグループ会社は、取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社およびグループ会社の損失の危険を管理するため、当社の取締役会の下に委員会としてISO（品質・環境）実施委員会やJ-SOX推進委員会等を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。
 - ② 当社およびグループ会社では、各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社の各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。当社およびグループ会社の各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

-
- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社およびグループ会社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ② 当社およびグループ会社の経営方針および経営戦略に係る策定・承認・執行報告については、経営戦略会議において議論を行い、相互牽制を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社では、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。
 - ④ 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めた内部統制体制を共有し、当社の内部監査室が主体となり遵守状況の報告および内部監査の実施による指導体制の構築に努める。
 - ② 当社およびグループ会社においては業務の適正を確保するべく、品質マネジメントシステム監査、環境マネジメントシステム監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。
 - ③ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助する使用人を求めた場合、監査役室に必要な人員を配置する。
 - ② 前号の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、総務担当取締役その他関係部署の意見も考慮して決定する。
 - ③ 任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役室の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ② 前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。

-
- (8) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ② 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ会社の取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告する。
 - ③ 当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。
 - ② 当社およびグループ会社の代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・コンプライアンス・マニュアルに基づき、平素より当社およびグループ会社の取締役および使用人に周知徹底を図っております。
 - ・3か月ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況を確認しております。
 - ・法令上疑義のある行為について、内部通報規定に基づき、社内については事務所コンプライアンス担当者またはコンプライアンス事務局、社外については久保井総合法律事務所にて通報を受け、対応できる体制をとっております。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
 - ・情報管理規定や文書管理規定等に基づき、適切に保管・管理しております。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制の運用状況
 - ・ISOやJ-SOXの中で規定を設け、それに則って管理しております。
 - ・損失の危険に対しては、月1回開催する執行役員会で適宜報告、議論を行っております。
- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - ・取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。
 - ・経営戦略会議を月1回開催し、経営方針および経営戦略に係る事項について議論し、策定・承認を行い、また執行報告を受け相互牽制を行っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ・当社の内部監査室が内部監査を計画的に実施し、その結果を取締役に報告しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
 - ・現在は監査役の求めに応じ、直接指示された使用人が監査役の職務を補助しております。

-
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況
- ・ 監査役職務を補助する際には、監査役の指揮命令に従っております。
- (8) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役会の定めるところに従って、随時報告を行っております。
 - ・ 報告した者への取扱いは、内部通報規定の中で規定し、通報したことを理由とした報復行為から保護しております。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
- ・ 監査役が職務の執行のために生ずる費用については、速やかに処理しております。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役は、取締役会をはじめとした重要な経営会議に参加し、必要があるときは意見を述べております。
 - ・ 監査役は、内部監査室と随時連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務を遂行しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策としております。

Ⅲ. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、上記Ⅰ. の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、2008年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみみなさまのご意思によっては廃止も可能であることから、株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることになり、株主のみみなさまのご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,733,688	流動負債	7,347,955
現金及び預金	1,326,980	支払手形及び買掛金	3,900,137
受取手形及び売掛金	5,003,837	短期借入金	990,008
たな卸資産	1,316,278	一年内返済予定長期借入金	601,000
その他	110,072	一年内償還社債	600,000
貸倒引当金	△23,480	リース債務	62,428
固定資産	10,895,439	未払法人税等	106,854
有形固定資産	4,484,460	未払金	738,671
建物及び構築物	717,308	賞与引当金	133,240
機械装置及び運搬具	1,856,550	その他	215,618
土地	1,688,808	固定負債	2,036,654
リース資産	42,663	長期借入金	1,029,000
建設仮勘定	95,376	リース債務	56,105
その他	83,756	繰延税金負債	785,307
無形固定資産	71,883	退職給付に係る負債	107,820
投資その他の資産	6,339,096	資産除去債務	2,820
投資有価証券	5,601,639	その他	55,603
退職給付に係る資産	332,003	負債合計	9,384,608
繰延税金資産	22,866	純資産の部	
その他	383,748	株主資本	5,147,524
貸倒引当金	△1,160	資本金	2,151,240
繰延資産	509	資本剰余金	1,392,925
社債発行費	509	利益剰余金	2,546,928
資産合計	18,629,636	自己株式	△943,569
		その他の包括利益累計額	3,121,835
		その他有価証券評価差額金	2,632,433
		為替換算調整勘定	332,590
		退職給付に係る調整累計額	156,812
		新株予約権	14,614
		非支配株主持分	961,055
		純資産合計	9,245,028
		負債・純資産合計	18,629,636

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	金額
売上高		16,797,600
売上原価		13,902,553
売上総利益		2,895,047
販売費及び一般管理費		2,199,740
営業利益		695,307
営業外収益		
受取利息	21,379	
受取配当金	89,096	
その他	42,053	152,528
営業外費用		
支払利息	23,572	
その他	118,816	142,387
経常利益		705,447
特別利益		
新株予約権戻入益	253	253
税金等調整前当期純利益		705,700
法人税、住民税及び事業税	189,820	
法人税等調整額	49,367	239,187
当期純利益		466,514
非支配株主に帰属する当期純利益		7,448
親会社株主に帰属する当期純利益		459,066

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 合	
当連結会計年度期首残高	2,151,240	1,382,704	2,145,080	△967,507		4,711,517
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△53,595			△53,595
従業員奨励及び福利基金			△3,623			△3,623
親会社株主に帰属する 当期純利益			459,066			459,066
自己株式の取得				△780		△780
自己株式の処分		10,221		24,719		34,940
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	—	10,221	401,848	23,938		436,008
当連結会計年度末残高	2,151,240	1,392,925	2,546,928	△943,569		5,147,524

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	非 支 配 主 持 株	純 資 産 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	2,386,247	462,784	242,434	3,091,465	33,307	1,039,639	8,875,928
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△53,595
従業員奨励及び福利基金							△3,623
親会社株主に帰属する 当期純利益							459,066
自己株式の取得							△780
自己株式の処分							34,940
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	246,186	△130,194	△85,622	30,370	△18,693	△78,584	△66,907
当連結会計年度変動額合計	246,186	△130,194	△85,622	30,370	△18,693	△78,584	369,100
当連結会計年度末残高	2,632,433	332,590	156,812	3,121,835	14,614	961,055	9,245,028

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,414,007	流動負債	6,377,993
現金・預金	421,533	支払手形	301,154
受取手形	152,860	買掛金	3,011,964
売掛金	3,828,682	短期借入金	910,000
製品・商品	356,986	一年内返済予定長期借入金	601,000
材料・貯蔵品	25,519	一年内償還社債	600,000
仕掛品	91,221	リース債	59,742
その他の	538,359	未払金	622,488
貸倒引当金	△1,153	未払費用	58,482
固定資産	10,618,135	未払法人税等	77,600
有形固定資産	2,726,775	与引当金	112,000
建物	426,693	その他	23,564
構築物	17,578	固定負債	2,013,675
機械装置	606,413	長期借入金	1,029,000
車両運搬具	2,992	リース債	53,828
工具器具備品	36,198	繰延税金負債	872,424
土地	1,574,953	繰除債	2,820
リース資産	37,918	その他	55,603
建設仮勘定	24,030	負債合計	8,391,668
無形固定資産	1,860	純資産の部	
投資その他の資産	7,889,500	株主資本	4,993,936
投資有価証券	5,592,439	資本金	2,151,240
関係会社株式	506,971	資本剰余金	1,392,925
関係会社出資金	1,348,675	資本準備金	380,994
前払年金費用	106,114	その他資本剰余金	1,011,931
その他	336,461	自己株式処分差益	11,931
貸倒引当金	△1,160	利益剰余金	2,393,340
繰延資産	509	利益準備金	244,661
社債発行費	509	その他利益剰余金	2,148,679
		繰越利益剰余金	2,148,679
資産合計	16,032,651	自己株式	△943,569
		評価・換算差額等	2,632,433
		その他有価証券評価差額金	2,632,433
		新株予約権	14,614
		純資産合計	7,640,983
		負債・純資産合計	16,032,651

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	金額
売上高		12,949,390
売上原価		11,218,550
売上総利益		1,730,841
販売費及び一般管理費		1,344,420
営業利益		386,420
営業外収益		
受取利息・配当金	217,523	
その他の	48,715	266,237
営業外費用		
支払利息	23,307	
その他の	83,926	107,233
経常利益		545,425
特別利益		
新株予約権戻入益	253	253
税引前当期純利益		545,678
法人税、住民税及び事業税	102,837	
法人税等調整額	44,943	147,781
当期純利益		397,897

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	自 己 株 式 剰 余 金	株 分 益	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,151,240	380,994	1,000,000	1,710	1,382,704	244,661	1,804,377	2,049,038	△967,507	4,615,475			
当 期 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当							△53,595	△53,595		△53,595			
当 期 純 利 益							397,897	397,897		397,897			
自 己 株 式 の 取 得									△780	△780			
自 己 株 式 の 処 分				10,221	10,221				24,719	34,940			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）													
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	10,221	10,221	—	344,302	344,302	23,938	378,461			
当 期 末 残 高	2,151,240	380,994	1,000,000	11,931	1,392,925	244,661	2,148,679	2,393,340	△943,569	4,993,936			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,386,247	2,386,247	33,307	7,035,029
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△53,595
当 期 純 利 益				397,897
自 己 株 式 の 取 得				△780
自 己 株 式 の 処 分				34,940
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	246,186	246,186	△18,693	227,493
当 期 変 動 額 合 計	246,186	246,186	△18,693	605,954
当 期 末 残 高	2,632,433	2,632,433	14,614	7,640,983

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

古 林 紙 工 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2019年5月8日

ネクサス監査法人

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	藤 井 栄 喜 ㊞
代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	原 田 充 啓 ㊞
代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	高 谷 和 光 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古林紙工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

古 林 紙 工 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2019年5月8日

ネクスス監査法人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 藤 井 栄 喜 ㊞
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 原 田 充 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 高 谷 和 光 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古林紙工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

古林紙工株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 啓 之 ㊞

社外監査役 吉 村 勲 ㊞

社外監査役 鈴 木 節 男 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区大手通三丁目1番12号

当社本店会議室



-  交通
- ▶ 地下鉄堺筋線「北浜」駅 ⑤番出口より徒歩約10分
 - ▶ 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅 ⑫番出口より徒歩約10分
 - ▶ 地下鉄中央線「堺筋本町」駅 ①番出口より徒歩約10分

古林紙工株式会社

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。